

お客さま各位

福井信用金庫

## 『「ふくしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定』一部改訂のお知らせ

平成 29 年度税制改正などを受けて、当金庫『「ふくしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定』を、下記の通り一部改訂することとしましたのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

## 記

## 1. 改訂約款名

「ふくしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

## 2. 改訂内容

(下線部分が改訂箇所)

現 行	改訂後
<p>1. (略)</p> <p>2. (買付銘柄の選定)            (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。<u>(追加)</u></p> <p>(2) お客様は、選定銘柄の中から <u>1 以上の銘柄</u> を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。</p> <p>3. (申込方法)            お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。            (1) 事前または同時に所定の申込書によりお客様が当金庫に投信取引口座を開設済みである <u>(追加)</u> こと。            (2) (略)</p> <p>4. (1)～(3) (略)            (4) 1 銘柄あたりの <u>(追加)</u> 引落金額の単位等は選定銘柄ごとに当金庫が定めるものとします。<u>(追加)</u></p> <p>(5) 年間 6 回まで、毎月の買付金額に、お客様が指定する金額を増額することができます。<u>(追加)</u>            (6)～(8) (略)</p> <p>5. (買付時期および方法)            (1)～(2) (略)            (3) 指定銘柄の買付方法は、引落指定日においてお客様の引落指定口座から買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当金庫が <u>お預り</u> し、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って買付を行います。  <u>(追加)</u></p> <p><u>(4)</u> 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</p> <p>6. ～9. (略)</p> <p>10. (その他)  <u>(追加)</u></p> <p><u>(1)</u> 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。  <u>(2)</u> この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (買付銘柄の選定)            (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。<u>ただし、つみたて N I S A において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたて N I S A 用として当金庫が選定する銘柄とします。</u></p> <p>(2) お客様は、選定銘柄の中から <u>1 銘柄以上</u> の銘柄を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。</p> <p>3. (申込方法)            お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。            (1) 事前または同時に所定の申込書によりお客様が当金庫に投信取引口座を開設済みである <u>または開設される</u> こと。            (2) (同左)</p> <p>4. (1)～(3) (同左)            (4) 1 銘柄あたりの <u>毎月の買付金額</u> の単位等は選定銘柄ごとに当金庫が定めるものとします。<u>なお、つみたて N I S A をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則 33,000 円（指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で 33,000 円を上限）とします。</u>            (5) 年間 6 回まで、毎月の買付金額に、お客様が指定する金額を増額することができます。<u>(ただし、つみたて N I S A を除きます。)</u>            (6)～(8) (同左)</p> <p>5. (買付時期および方法)            (1)～(2) (同左)            (3) 指定銘柄の買付方法は、引落指定日においてお客様の引落指定口座から買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当金庫が <u>お預り</u> し、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って買付を行います。  <u>(4) つみたて N I S A をご利用の場合に、収益分配金の再投資等により、その年のつみたて N I S A で買付した金額の合計額が 40 万円を超える部分については、特定口座または一般口座での買付となります。</u>  <u>(5) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</u></p> <p>6. ～9. (同左)</p> <p>10. (その他)  <u>(1) つみたて N I S A をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</u>  <u>(2) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</u>  <u>(3) この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その</u></p>

<p>必要を生じたときは、改訂されることがあります。</p> <p><u>(3)</u> 本規定に別段の定めがないときは、「福井信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>(27.11改訂)</u></p>	<p>必要を生じたときは、改訂されることがあります。</p> <p><u>(4)</u> 本規定に別段の定めがないときは、「福井信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>(29.12改訂)</u></p>
--	--

### 3. 改訂日

平成29年12月1日（金）

なお、改訂後の規定は、改訂前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
福井信用金庫 資金証券部資金サポート課  
TEL 0120-294-883  
受付時間／平日9:00~17:15